

地方自治関連立法動向研究10

「地方創生関連」の法体系整備 (地域再生法の一部を改正する法律、国家戦略特別区域法及び 構造改革特別区域法の一部を改正する法律)

其 田 茂 樹

はじめに

地域再生法の一部を改正する法律（本稿で「改正地域再生法」ということがある）案は2015年3月24日に、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（本稿で「改正特区法」ということがある）案は同年4月3日にいずれも衆議院に提出されたものである。

改正地域再生法は、4月24日衆議院地方創生に関する特別委員会に付託され、6月2日には衆議院を賛成多数で可決（賛成会派：自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、次世代の党、反対会派：維新の党、日本共産党、生活の党と山本太郎となかまたち、社会民主党・市民連合）し、翌日の6月3日参議院地方・消費者問題に関する特別委員会に付託され、6月19日に参議院において可決（賛成会派：自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、次世代の党、新党改革・無所属の会、反対会派：維新の党、日本共産党、社会民主党・護憲連合）、6月26日に交付されたものである（法律番号49）⁽¹⁾。

改正特区法は、衆議院における委員会付託から可決までのプロセスは前者と同様であった（賛成会派：自由民主党、維新の党、公明党、次世代の党、反対会派：民主党・無所属クラブ、日本共産党、生活の党と山本太郎となかまたち、社会民主党・市民連合）が参議院においては、6月29日に内閣委員会に付託され、7月8日に参議院において可決（賛成

(1) 参議院において同一会派で賛否が分かれたのは、日本を元気にする会・無所属会（賛成2、反対5）、無所属クラブ（賛成3、反対1）、生活の党と山本太郎となかまたち（賛成1、反対2）であった。

会派：自由民主党、公明党、維新の党、日本を元気にする会・無所属会、次世代の党、無所属クラブ、新党改革・無所属の会、反対会派：民主党新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合、生活の党と山本太郎となかまたち）、7月15日に交付されたものである（法律番号56）。

本稿の課題は、これらの法律改正の概要、制定過程、地方自治体への影響等を整理することであるが、いわゆる第5次一括法と同様にこれらの法律体系が衆議院地方創生等に関する特別委員会に付託されたこともあって、「地方創生」関連として整理されていることについて、若干の論点提示を試みたい⁽²⁾。

1. 各改正法の概要

(1) 地域再生法の一部を改正する法律

① 法案の趣旨等

改正地域再生法について、石破茂地方創生担当大臣の提出時における説明によれば、「地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、2008年をピークとして人口減少局面に入っております。また、東京一極集中と地方からの人口流出が急速に進行する中で、地方においては、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高くなっております。このため、人口減少を克服し、地方創生をなし遂げることが喫緊の課題となっております。

こうした課題を解決し、地方において、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、町の活力を取り戻し、人口減少と経済縮小の悪循環を断ち切るための政策パッケージとして、政府は、昨年末に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定したところであります。

この法律案は、同戦略を踏まえ、各種生活サービス機能の提供を維持するコンパクトビレッジ、いわゆる小さな拠点を形成することにより、中山間地域等における

(2) 第5次一括法に関しては上林陽治「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律～第5次一括法～（平成27年6月26日法律50号）」『自治総研』2015年10月号参照のこと。

持続可能な地域づくりを推進するとともに、地方への本社機能の移転を含む企業の地方拠点の強化を行うことにより、地方での安定した良質な雇用を確保するために提出するものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次の措置を追加することといたしております。

第一に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び認定事業者に対する課税の特例等を追加することといたしております。

第二に、地域再生土地利用計画の作成並びにこれに基づく農地等の転用等の許可及び開発許可の特例等を追加することといたしております。

第三に、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例を追加することとしております。

第四に、農村地域工業等導入促進法に基づき整備された工場用地等のうち遊休工場用地等において、同法に規定する工業等以外の産業を導入可能とする特例を追加することとしております。

また、地域再生の担い手となる地域再生推進法人として指定できる法人の範囲を拡大することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。」となっている。

端的に言えば、上の引用のうち下線を引いた部分にその目的が示されており、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、単に創生総合戦略と言う）を踏まえて、「小さな拠点」の形成と企業の地方移転の強化のために改正されたものである（概要は、資料1参照）。

ここで、創生総合戦略において、「小さな拠点」や企業の地方移転についてどのように描かれているかを確認しておこう。

まず、「小さな拠点」についてであるが、創生総合戦略の4つの政策パッケージのうち「(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の「(ア)中山間地域等における『小さな拠点』（多世代交流・多機能型）の形成」と位置づけられているものである。創生総合戦略においては、「中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等）の提供の支障が生じてき

ているが、サービス提供体制については、例えば福祉の分野では（中略）サービスが縦割りで提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要があるほか、地域交流・地域支え合いの拠点としての機能を強化する必要がある。そのため、基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ『小さな拠点』（多世代交流・多機能型）において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を計る必要がある」と述べられている。

「地方創生」関連事業において重視されるというK P I（重要業績評価指標）については、創生総合戦略の段階では「『小さな拠点』（多世代交流・多機能型）の形成数とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する『地方版総合戦略』を踏まえ設定する」とされ、具体的には示されていない⁽³⁾。主な施策として、市町村における「構想」の策定、その構想に基づく「小さな拠点」の形成と同時に、事業主体が活動しやすいよう補助制度や規制の見直し、窓口の一元化、金融機関の支援等を実施することとなっている⁽⁴⁾。

次に、企業の地方移転の強化に関してであるが、これは、政策パッケージでは「(2)地方への新しいひとの流れをつくる」の「(イ)企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大」に該当する施策である。創生総合戦略においては、「地方の企業による優秀な人材の確保や定着を促進するため、特に、東京23区からの本社機能の一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用枠拡大に向け、官民挙げての取組を推進する必要がある。また、地方においては若い女性の雇用のミスマッチが生じていること、それが、地域からの若い女性の転出につながっているという指摘も踏まえ、地方における女性の採用を進める企業を支援する必要がある。加えて、農村地域への農業関連産業等の導入促進により、地方における就業機会を拡大する必要がある。（以下略）」

ここにおいて設定されたK P Iは、「本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加」、「地方拠点における雇用者

(3) その後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（2015年12月24日閣議決定）において、「小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数1,000か所、住民の活動組織（地域経営組織）形成数3,000団体」がK P Iとして設定されている。

(4) 創生総合戦略によれば、「構想」は、「土地利用計画の要素とサービスを維持するための内容を持つ」ものである。

数を4万人増加」である。主な施策として地域再生法改正が示され、支援措置（税制措置等）を講じることとなっている⁽⁵⁾。

創生総合戦略（及びその改訂版）に照らすと、「小さな拠点」に関してはあまり具体的なイメージを持たずに展開されているように思われる。というのは、「小さな拠点」について、資料1では（コンパクトビレッジ）、創生総合戦略では（多世代交流・多機能型）、さらにその改訂版では（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）と異なる言葉で「小さな拠点」が説明されている⁽⁶⁾。

② 改正内容

次に、法律案の要旨と重複する部分もあるが、具体的な改正内容を概観しておきたい。

「小さな拠点」に関するものとしては以下のとおりである。

① 第5条第4項第五号、六号の新設

「地域再生拠点」（生活サービス施設（診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等）、就業機会を創出する施設（地場製品の加工・販売所、観光案内所）等を集約する場所）や農用地の保全等の事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活基盤の整備に資するものに関する事項を地域再生計画に記載できることを規定（第五号）。

自家用有償旅客運送者が行うコミュニティバス事業等についても地域再生計画に記載できる（第六号）

② 第17条の7の新設

地域再生土地利用計画（地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する計画）の作成等に関する規定。

③ 第17条の8の新設

誘導施設（区域内に誘導すべき地域福利等施設）を有する建築物の新築等、土地

(5) 2015改定版においても、K P Iは同様である。ただし、改定前は、企業の地方拠点の強化の後に挙げられていた「政府関係機関の地方移転」は、改定を経て順序が入れ替わっている。創生総合戦略の改訂に関する分析は、他日を期したい。

(6) 「小さな拠点」と同じく、具体的な内容が不明確なまま議論されているものにCCRCがある。「日本版CCRC」と呼ばれていたそれは、具体像が正確に示されないままに検討されていた構想名まで「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」と呼称が変更されている。

の区画形質の変更等に関する規定。

- ④ 第17条の9の新設
農用地等の保全及び利用に関する認定市町村の援助等に関する規定。
- ⑤ 第17条の10の新設
農地の転用等の許可の特例に関する規定
- ⑥ 第17条の11の新設
農用地区域の変更の特例に関する規定
- ⑦ 第17条の12の新設
開発許可等の特例に関する規定
- ⑧ 第17条の13の新設
自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例に関する規定
- ⑨ 第38条の新設：罰則

続いて、地方拠点強化に関するものは、以下のとおりである。

- ① 第5条第4項第四号の新設
「集中地域」以外の地域、かつ、活力の向上が特に必要な地域において、地方活力向上地域において、本店又は主たる事務所、研究所、研修施設等を整備する事業に関する事項を記載できる。
「集中地域」：「三大都市圏」を想定
- ② 第17条の2の新設
都道府県が地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画の認定を受けたときに、個人事業者又は法人が、当該事業の実施に関する計画を作成し、その計画が適当である旨の認定を申請することができる。
「集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域」：東京23区23区から三大都市圏以外に移転して行う事業（＝移転型）
地方活力向上地域において特定業務施設を整備する事業（＝拡充型） など
- ③ 第17条の3の新設
認定事業者の円滑な実施のため、中小企業基盤整備機構が行う業務について規定
- ④ 第17条の4の新設
特定業務施設の新設等に伴い、新たに取得等した建物等についての租税特別措置

の規定

拡充型：取得価額に対し、15%相当額の特別償却又は4%相当額の税額控除
(計画承認が平成29年度の場合は2%)

移転型：取得価額に対し、25%相当額の特別償却又は7%相当額の税額控除
(計画承認が平成29年度の場合は4%)

⑤ 第17条の5の新設

雇用促進税制に関する課税の特例の規定

現行の雇用促進税制：1人当たり40万円の税額控除

→拡充型は、50万円（法人全体の雇用増加率10%未満でも20万円）

移転型は、①拡充型にさらに30万円の税額控除が可能（最大80万円）

②この80万円のうち30万円分は、雇用が継続していれば最長3年間継続

③②は法人全体の雇用増がなくても東京から地方への移転者に適用

⑥ 第17条の6の新設

地方公共団体が特定業務施設を新設等した認定事業者に対して事業税、不動産取得税、固定資産税等の不均一課税を実施した場合、その減収分が地方交付税で補てんされることを規定。

このほか、遊休工業用地の有効活用（第5条第4項第七号、第6項の新設、第17条の14の新設）、地域再生推進法人の指定（第19条関係）、附則（附則第6条）が新設・改正されている。

(2) 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

① 法案の趣旨等

改正特区法についても、提案時の石破大臣による説明から全体像を確認しておきたい。そこでは、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国が取り組むべき重要な課題は、成長戦略の着実な実行を図り、その効果を全国に波及させていくことにあります。そのためには、2015年度までを集中取り組み期間としておる国家戦略特区を活用し、国、地方公共団体、民間が一体となり、スピード感を持って規制改革を実行していくことが必要です。

これまで、国家戦略特別区域諮問会議等において、特区ごとに設置する区域会議

や全国の地方公共団体、民間からの提案も踏まえ、国家戦略特別区域に係る新たな規制の特例措置等について検討を行うとともに、構造改革特別区域推進本部において、全国からの提案募集を行い、構造改革特別区域に係る新たな規制の特例措置について検討を行ってまいりました。

今般、これらの検討結果に基づき、経済社会の構造改革をさらに推進するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

国家戦略特別区域法の改正については、第一に、学校教育法等の特例として、グローバル人材その他の産業の国際競争力の強化等に寄与する人材の育成のため、公立学校の管理を民間に行わせることができることとしております。

第二に、児童福祉法の特例として、保育の需要に応ずるため、都道府県知事が行う試験の合格者に、一定の期間は区域を限定する保育士の資格を付与することといたしております。

第三に、出入国管理及び難民認定法の特例として、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国、在留を可能とし、あわせて創業人材について、一定の要件のもとで入国を促進することとしております。

第四に、都市公園法の特例として、保育等の福祉サービスの需要に応ずるため、保育所等の社会福祉施設のための都市公園の占用について、一定の基準を満たす場合に許可することとしております。

第五に、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例として、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を原料とした研究用具の業としての製造を認めることとしております。

このほか、公証人法の特例、医療法の特例、水産業協同組合法の特例、国有林野の管理経営に関する法律の特例、国家公務員退職手当法の特例、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例、特定非営利活動促進法の特例及び設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加するとともに、国及び関係地方公共団体は、外国人等の起業を促進する等のため、外国人等に対し、法人の設立の手続に関する援助を一体的に行うことその他の措置を講ずることといたしております。

構造改革特別区域法の改正については、道路整備特別措置法等の特例として、通行者の利便の増進を図るため、地方道路公社が管理する有料道路の運営権を設定す

る場合に、民間事業者による当該道路の運営を可能とすることとしておるほか、通
訳案内士法の特例に係る規定を追加することといたしております。」と述べられて
いる。

引用文中に下線を引いた「経済社会の構造改革」がこの法案提出の目的と言うこ
とになるが、成長戦略推進のために規制緩和が必要または可能と思われる領域につ
いて特別区域を設定し規制改革を実行していこうというものである。

この法案は、第187回国会（臨時会）に提出されたが、衆議院の解散に伴い廃案
となった法案に、追加の規制改革事項を盛り込んだものとして提案されたものであ
り、総選挙における自由民主党の公約であった「地方創生特区」を具体化するた
めに必要となる法改正も盛り込まれているものである。なお、創生総合戦略にも「IV.
国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等」の「(ア)国家戦略特区制度との
連携」において、本改正案の提出、「地方創生特区」の指定に言及されている⁽⁷⁾
(概要は、資料2参照)。

② 改正内容

次に、法改正の内容を具体的に示しておきたい。まず、国家戦略特別区域法につ
いては、以下のとおりである。

- | |
|---|
| ① 第12条の2
公証人法の特例
公証役場以外で公証人が定款の認証に関する業務ができる |
| ② 第12条の3
学校教育法等の特例
公立学校の運営を民間に開放 |
| ③ 第12条の4
児童福祉法等の特例
国家戦略特区内のみで有効な「限定保育士」を設けることにより保育士試験を年
2回実施 |
| ④ 第14条の2 |

(7) 創生総合戦略2015改訂版では、「国家戦略特区の速やかな指定」、「次期通常国会への国家
戦略特区法改正法案の提出」、「規制改革の一層の推進・実現」が掲げられており、さらに広
い分野での規制緩和を特区制度により実現していこうとする姿勢が見受けられる。

医療法の特例

国家戦略特区内においては、医師又は歯科医師でない理事から理事長を選出できる（医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有する）

⑤ 第14条の3

水産業協同組合法の特例

特区内における漁業生産組合の設立要件を緩和

⑥ 第16条の2

国有林野の経営管理に関する法律の特例

特区内における国有林野の林地の貸付を受け、使用できる対象者（所在する市町村の住民→認定を受けた者）・面積（5ha→10ha）

⑦ 第16条の3、4

出入国管理及び難民認定法の特例

外国人家事支援人材の在留要件の緩和、外国人の創業人材等の受入れ促進のための特例（地方自治体等による事業計画の審査等の要件あり）。

⑧ 第19条の2

国家公務員退職手当法の特例

国家公務員が退職して特区内で創業に関わり、再び職員となった者が退職金で不利にならないようにする。

⑨ 第20条の2

都市公園法の特例

特区内都市公園における保育所等の設置を認める。

⑩ 第20条の3

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例

特区内におけるiPS細胞から製造する試験用細胞等の原料として血液を使用することを可能にする。

⑪ 第24条の2

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

特区内においてシルバー人材センターの高齢退職者に関する労働者派遣事業に関する規制を緩和し、週20時間までの「軽易な業務にかかる就業」に加え、週40時間まで認められるそれ以外の就業も可能とする。

⑫ 第24条の3

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の特例
臨床修練制度を活用し、一定の要件の下、日本の医師免許を持たない外国人医師
の診療所等における診療行為が行えるようにする。

⑬ 第24条の4

特定非営利活動促進法の特例

I C T技術の活用を前提としてN P O法人設立手続きの迅速化の観点から縦覧期
間を特区内においては2カ月から2週間に短縮する。

⑭ 第27条の2～4

課税の特例

国家戦略特区内の課税の特例（設備投資、譲渡、株式取得等）を法律に明記す
る。

⑮ 第36条の2

新たに法人を設立しようとする者に対する援助

特区内において新たに法人を設立しようとする外国人、外国会社その他の者に対
し、手続等に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を一体的に行う（ワンス
トップセンター）

⑯ 第36条の3

創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者に対する援助
創業者又は就職を希望する公務員等の採用又は就職を援助する。

⑰ 第37条の2

我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の
開拓に関する活動の促進

クールジャパンに関する外国人等の活動を促進するための施策等を行う。

⑱ 別表関係 規制の特例措置を受ける事業（**太字**は本法案で追加されるもの）

項	事業	関係条項
1	公証人役場外定款認証事業	第12条の2
1の2	公立国際教育学校等管理事業	第12条の3
1の3	国家戦略特別区域限定保育士事業	第12条の4
1の4	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	第13条
2	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	第14条
2の2	国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業	第14条の2
2の3	漁業生産協業化促進事業	第14条の3
3	国家戦略建築物整備事業	第15条

4	国家戦略住宅整備事業	第16条
4の2	国有林野活用促進事業	第16条の2
4の3	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	第16条の3
4の4	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	第16条の4
5	国家戦略道路占用事業	第17条
6	農業法人経営多角化等促進事業	第18条
7	農地等効率的利用促進事業	第19条
7の2	国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業	第19条の2
8	国家戦略土地区画整理事業	第20条
8の2	都市公園占用保育所等施設設置事業	第20条の2
8の3	国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業	第20条の3
9	国家戦略都市計画建築物等整備事業	第21条
10	国家戦略開発事業	第22条
11	国家戦略都市計画施設整備事業	第23条
12	国家戦略市街地再開発事業	第24条
12の2	国家戦略特別区域高齢退職者就業促進事業	第24条の2
12の3	国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業	第24条の3
12の4	特定非営利活動法人設立促進事業	第24条の4
13	国家戦略民間都市再生事業	第25条
14	政令等規制事業で第26条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第26条
15	地方公共団体事務政令等規制事業で第27条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第27条

構造改革特別区域法については、以下のとおりである。

① 第19条の2

通訳案内士法の特例

構造改革特区内において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする「地域限定特例通訳案内士」を創設する（地方公共団体による研修の修了等の要件）。

② 第28条の3

道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例

構造改革特区内において、地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするもの。

③ 別表関係 規制の特例措置を受ける事業（**太字**は本法案で追加されるもの）

項	事業	関係条項
1	削除	第11条
2	学校設置会社による学校設置事業	第12条
3	学校設置非営利法人による学校設置事業	第13条
4	削除	第14条
5	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業	第15条
6	削除	第16条
7	削除	第17条
9	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	第19条
9の2	地域限定特例通訳案内士育成等事業	第19条の2
10	公私協力学校設置事業	第20条
11	削除	第21条
12	削除	第22条
13	市町村による狂犬病予防員任命事業	第23条
14	地方公務員に係る臨時的任用事業	第24条
15	削除	第25条
16	削除	第26条
17	削除	第27条
18	特定農業者による特定酒類の製造事業	第28条
18の2	特定酒類の製造事業	第28条の2
18の3	民間事業者による公社管理道路運営事業	第28条の3
19	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	第29条
20	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	第30条
21	削除	第31条
22	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	第32条
23	再生資源を利用したアルコール製造事業	第33条
24	政令等規制事業で第34条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第34条
25	地方公共団体事務政令等規制事業で第35条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第35条

2. 国会における議論

国会審議の経過は冒頭にも述べた。すなわち、改正地域再生法、改正特区法とも衆議院では地方創生に関する特別委員会で審議されており、その際には、第5次一括法とも同時に審議されている。その後、参議院では、改正地域再生法と第5次一括法が地方・消費者問題に関する特別委員会で、改正特区法が内閣委員会で審議されることとなっている。

法案ごとにその内容に直接関わると思われる代表的な質疑及び答弁等を概観しておこう。

(1) 地域再生法の一部を改正する法律

衆議院における議論は、いわゆる「大阪都構想」についての住民投票と日程的に重なる部分があり、法案の内容そのものと言うよりも大都市制度や「地方創生」の内容に関する質疑が目立った。

まず、小さな拠点に関するものからであるが、小さな拠点づくりにおける交通ネットワークのあり方について田村貴昭氏（日本共産党）からあった⁽⁸⁾。交通ネットワークという点では、改正地域再生法においては自家用有償旅客運送者が行うコミュニティバス事業等についても地域再生計画に記載できることとされているが、答弁においては、過疎地における生活交通の確保には不十分であるとの現状が示されたに過ぎなかった。

また、やはり小さな拠点というものの概念がはっきりしていないと思われる質疑が散見された。例えば、稲津久氏（公明党）からは、小さな拠点の一つの視点として道の駅を考えるべきであるという指摘があり、篠原豪氏（維新の党）からは、小さな拠点そのものの必要性と特徴について問いただす質疑があった⁽⁹⁾。

このほか、田村氏からは、小さな拠点をめぐる住民参加のあり方として公聴会を開催れば議会の同意等が不要な点を問題視する指摘も行われた。

次に地方拠点強化に関してであるが、これもビジョンの不明確さを指摘する質疑が行われている。例えば、木内孝胤氏（民主党）からは、東京からそれ以外の地域に事務所を移転させると言うときに、地方の中核都市にある程度集約をしながら国土全体を発展させるのか、それとも、政令指定都市も飛ばして違うところに事務所を持ち込もうとしているのかのビジョンが明確でないという指摘がなされている⁽¹⁰⁾。

奥野総一郎氏（民主党）からは、支援の対象外となる集中地域の線引きについて質疑があった⁽¹¹⁾。また、本稿で取り上げる両法に関連することであるが、地方拠点強化税制の支援対象区域と特区との関係について篠原氏から質疑があった。

維新の党から改正地域再生法に対して修正案が提出され、その要旨は、東京一極集中是正のため、企業の地方拠点強化を促進するための支援制度の対象となる地方活力

(8) 衆議院地方創生に関する特別委員会第6号（2015年5月19日）における質疑。

(9) 稲津氏は衆議院地方創生に関する特別委員会第6号、篠原氏は同第7号（2015年5月20日）における質疑。

(10) 衆議院地方創生に関する特別委員会第5号（2015年5月15日）における質疑。

(11) 衆議院地方創生に関する特別委員会第7号における質疑。

向上地域の範囲を拡大し、東京23区以外の地域とするものであった。この修正案は否決され、原案通りに可決されている。

参議院においては、第5次一括法と同時に審議されたが、農地転用の問題など両法で取り扱う問題も見受けられ、やや論点が見えにくくなっていた。

横山信一氏（公明党）からは、衆議院の場合と同じく小さな拠点における交通網に関する懸念や、専門性を持ったコーディネーターの育成に関する質疑があった。また、平野達男氏（無所属）からは、小さな拠点の形成という発想は、かつての農村総合整備モデル事業等と全く同じものであるとの指摘があった⁽¹²⁾。

参議院においては、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、維新の党、次世代の党、無所属クラブ及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯決議案が提出されており、それは、「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることが急務であることに鑑み、必要な予算の確保を始め、一層の支援措置の拡大等に努めること。
- 二、本法施行後三年の見直しに合わせ、特に地方活力向上地域特定業務施設整備事業については、その効果についてまち・ひと・しごと創生法の目的にある「東京圏への人口の過度の集中を是正」する観点を踏まえ検証を行い、その結果に基づいて、必要に応じて地方活力向上地域の範囲も含めた規定の見直しを行うこと。
- 三、医療、福祉、教育等のサービス産業による地域活性化政策を中軸に据えた国の長期計画を、地域住民の視点に立って検討すること。
- 四、地方経済の再生、雇用の創出を強力に推進するため、各省庁において実施している施策を地方の視点から調整し、地方創生の実現に向け政府一体となって取り組むこと。
- 五、中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要なサービス機能の提供に支障が生じてきていることを踏まえ、医療、介護、教育、ガソリン、電力、金融、通信、交通、郵便などに係るユニバーサルサービスの提供に関し、その維持・確保のための手段及び責任の所在等について、各省庁の施策を一体的に捉えた上で、それらの基本的在り方を検討すること。

(12) いずれも、参議院地方・消費者問題に関する特別委員会第5号（2015年6月10日）における質疑。

六、地域医療構想の策定や地域包括ケアシステムの構築に当たっては、子育て世代や働く世代など各世代の医療・介護に対するニーズを把握し、地方への人口移動を促進するような地域医療・介護提供体制が整えられるよう各省庁が連携して取り組むこと。」という内容のものであった。この附帯決議案は、賛成多数を持って委員会決議とされている。

(2) 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

改正特区法においては、そもそも、特区に関する制度間の差異を確認する質疑が複数行われた⁽¹³⁾。これに関する答弁は、「御指摘の三つの特区の特徴を簡潔に申し上げさせていただきます。構造改革特区でございますが、これは自治体等からの提案に基づきまして実現した規制改革事項を可能な限り全国展開するという一種汎用性の高い制度と考えております。また、総合特区でございますが、地域の先駆的な取組、これを規制改革のみならず、総合でございますので、財政支援も含めまして総合的に支援する制度と考えております。そこで、これらと国家戦略特区がどう違うのかというお尋ねかと存じますが、国家戦略特区は二つの仕組みを備えていると考えております。一つは、区域会議でございます。区域会議は、区域会議におきまして国が受け身とならずに国家戦略特区担当大臣自らが地域の提案、要望を直接吸い上げるシステム、それが第一点でございます。第二点でございますが、特区諮問会議というオープンな場での議論を通じまして、総理のリーダーシップにより規制改革を実現する制度というように考えているところでございます。」というものであった⁽¹⁴⁾。

改正特区法案は、改正項目が多岐にわたるため質疑を網羅的に取り上げるのは難しいが、重要な論点を提示していると思われるものに絞って検討したい。ここで取り上げるのは、臨時国会提出法案に盛り込まれていたものではあるが、公立学校運営の民間開放に関する議論である。

郡和子氏（民主党）は、「国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの

(13) 例えば、山田賢司氏（自由民主党）が衆議院地方創生に関する特別委員会第10号（2015年5月27日）に、上月良祐氏（自由民主党）が参議院内閣委員会第15号（2015年6月10日）にそれぞれ質疑を行っている。

(14) 参議院内閣委員会第15号における内田要政府委員（内閣府地方創生推進室長）によるもの。

管理、これを民間に委ねるといふふうなことになっている」が、この政令で定める基準とはどのようなものであるかを質疑した上で、なぜ、民間に委ねなければグローバル人材の育成が困難なのかを質している⁽¹⁵⁾。

那谷屋正義氏（民主党）は、民間人である公設民営学校の教職員に対する給与費を、他の公立学校と同様に、その3分の1を国が負担するということの整合性を質疑している⁽¹⁶⁾。答弁を受けても「公設民営学校というのは公立である、そこで働く人は民間人であるという非常に分かりにくい構造」となっているとこの改正について批判している。

衆議院において、改正特区法の修正案が民主党から提出された。その内容は、第1に、公立国際教育学校等管理事業について、学校教育法等の特例を設ける規定を削除すること、第2に、国家戦略特別区域家事支援外国人受け入れ事業について、出入国管理及び難民認定法の特例を設ける規定を削除すること、第3に、国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業について、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例を設ける規定を削除すること、第4に、国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域計画に、総合特別区域法に規定する一定の特定国際戦略事業または特定地域活性化事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとし、内閣総理大臣から認定を受けた当該計画については、当該認定を総合特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとする、第5に、所要の規定の整備を行うこと、である。この修正案は否決され、原案通り可決されている。

3. 「地方創生」との関連と残された課題

改正地域再生法と改正特区法とは、第5次一括法とともに「地方創生関連法」として位置づけられている。「地方創生」の根拠となるのはまち・ひと・しごと創生法であるが、まち・ひと・しごと創生について同法では、「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのあふ豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多

(15) 衆議院地方創生に関する特別委員会第6号における質疑。

(16) 参議院内閣委員会第16号（2015年7月2日）における質疑。

様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること」であると定められている（第1条）。

また、まち・ひと・しごと創生法では、基本理念として、以下が掲げられている。すなわち、1. 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること、2. 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること、3. 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること、4. 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること、5. 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること、6. 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること、7. 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること、である（第2条）。

まち・ひと・しごと創生法と前回の地域再生法の改正が同時に行われていることから両法の関連が密接であることがうかがえる。資料1を改めて見てもまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた施策について地域再生法に具体的に位置づけるという改正となっていることがわかる。

改正特区法においても「規制改革による地方創生」として、医療法人の理事長要件の見直し、農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化、地域限定保育士の創設、NPO法人の設立手続きの迅速化、国有林野の民間貸付・使用の拡大が挙げられている（資料2）。

これは、上に挙げた基本理念に照らすと、5. 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること、と関連しているものと思われる。

しかし、改正特区法には、外国人の活躍環境の整備などいわゆる「地方創生」の文脈とは異なる特区を用いた規制緩和なども盛り込まれており、これらの法律を一連のものとして理解できるかどうか疑問が残る。

むしろ、まち・ひと・しごと創生法や第5次一括法も含めて規制緩和を促進するための手段とされていると理解する方がわかりやすいと思われる。前者に関しては、本誌2015年

5月号所収の拙稿で述べたが、第5次一括法も農地転用についての権限移譲が盛り込まれており、この農地に関する事実上の規制緩和は、農地や農業をめぐる規制を「岩盤規制」として緩和のターゲットとしてきたものである。さらに、改正地域再生法においても、農地利用をめぐる改正が行われている。

法律の審議過程を見ても、引用した公設民営学校の教職員の処遇など具体的な制度設計に関して多くの課題を残していると思われるものも少なくない。また、本稿で取り上げた小さな拠点や具体的には取り上げられなかったがC C R Cなどは、その概念が不明確なまま議論が先行している。

以上のように、本稿の検討によって「地方創生」を謳いながらまち・ひと・しごと創生法と同様にそれが政策目的ではなく規制緩和の手段化していることが明らかになったと思われる。

しかし、なぜ、衆議院で「地方創生関連」として一括に審議された3法が、参議院では5次一括法と改正地域再生法（地方・消費者問題に関する特別委員会）と改正特区法（内閣委員会）に分けて審議されることになったのかについて十分な検討をすることができなかった。この点を検討することによって、地方創生と規制緩和の関係をより具体的に示すことができると思われる。そのためには、提出を所管した組織間の関係等についても分析する必要があるが、それらについては今後の課題としたい⁽¹⁷⁾。

（そのだ しげき 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

キーワード：特区／地方創生／規制緩和／
小さな拠点／企業の地方拠点の強化

＜前号の訂正＞ 前号（通巻446号2015年12月号）掲載の森稔樹「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第2号）」に、「地方自治関連立法動向研究9」の表記が漏れていました。お詫びし、訂正します。また、今号の其田茂樹「『地方創生関連』の法体系整備（地域再生法の一部を改正する法律、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律）」を「地方自治関連立法動向研究10」としていることにご注意ください。

(17) 内閣法制局ウェブサイトによると、改正地域再生法は内閣官房、改正特区法は内閣府となっている。

地域再生法の一部を改正する法律案の概要：「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等）の提供に支障
 - ▶ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



【本件に関する連絡先】
内閣府 地方創生推進室
(問い合わせ担当窓口)
TEL: 03-5510-2475

地域再生計画（地方公共団体作成、内閣総理大臣認定）において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

I 複数の集落を含む生活圏（集落生活圏）の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 **法律**

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定【第17条の7】
 - ・生活サービス施設（診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等）
 - ・就業機会を創出する施設（地場産品の加工・販売所、観光案内所等）
- ▶ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導【第17条の8】
- ▶ 農地転用許可・開発許可の特例【第17条の10、第17条の12】

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 **法律**

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定【第17条の7】
 - ▶ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
 - ▶ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告【第17条の9】

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 **法律**

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け【第5条第4項第6号】
 - ▶ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携（バスの乗継拠点の整備等）【第17条の7】

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 **法律**

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に【第19条】
 - ▶ 地域再生戦略交付金の直接の支援対象に

小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援
 - ▶ 地方版総合戦略に関する施策の実施を明確な政策目標の下で支援
(地方創生先行型交付金【26年度補正予算1700億円】)
 - ▶ 既存の補助金等の支援制度の“すき間”を埋めて効果を高める財政支援
(地域再生戦略交付金【26年度補正予算50億円、27年度予算70億円】)

地域再生法の一部を改正する法律案の概要：企業の地方拠点強化の促進

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要
 - 地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置づけるとともに、本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置
 - 農村地域への農業関連産業等の導入促進

企業の地方拠点強化の促進(地方活力向上地域特定業務施設整備事業)

<p>事業スキーム</p> <p>内閣総理大臣</p> <p>申請</p> <p>【第5条第4項第4号】 都道府県/都道府県及び市町村 「地域再生計画」 (地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載)</p> <p>知事に申請</p> <p>知事の認定</p> <p>【第17条の2】</p> <p>事業者 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」</p>	<p>特例措置の概要</p> <p>○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務【第17条の3】 認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証</p> <p>○ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例(オフィス減税)【第17条の4】 認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除(選択的適用)</p> <p>○ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例(雇用促進税制)【第17条の5】 認定事業者が特定業務施設において新たに雇入れた従業員等に係る税額控除</p> <p>○ 認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置【第17条の6】 特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき事業税(移転を伴う場合のみ)、不動産取得税又は固定資産税を減額した場合の減収額に対する地方交付税による補填</p>
---	---



税制特例の概要(租税特別措置法で規定)

<p>拡充型(含対内直投)</p> <p>地方にある企業の本社機能の強化を支援</p> <p>オフィス減税</p> <p>○ オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4% (※) 《新設》 ※計画承認が平成29年度の場合は2% (措置対象：建物、建物附属設備、構築物) (取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)</p> <p>雇用促進税制</p> <p>① 増加雇用者1人当たり50万円を税額控除 (従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乗せ) ② 法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除 《新設》</p>	<p>移転型</p> <p>東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深堀り</p> <p>オフィス減税</p> <p>○ オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% (※) 《新設》 ※計画承認が平成29年度の場合は4% (措置対象：建物、建物附属設備、構築物) (取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)</p> <p>雇用促進税制</p> <p>① 増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除 (拡充型50万円に、地方拠点分は更に30万円上乗せ) ② ①のうち30万円分は、雇用を維持していれば最大3年間継続 《新設》 ③ ②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用 《新設》</p>	<p>東京一極集中の是正 地方移転の促進</p>
--	---	------------------------------

遊休工場用地を有効活用

<p>事業スキーム</p> <p>内閣総理大臣</p> <p>申請※</p> <p>認定</p> <p>【第5条第4項第7号】 都道府県又は市町村 「地域再生計画」 (遊休工場用地(農工法に基づき整備されたものの、一定期間以上利用されていない工場用地)に導入する産業を記載) ※ 市町村が作成する場合には、都道府県知事の同意が必要</p>	<p>特例措置の概要</p> <p>○ 地域再生計画に記載された業種は、農工法の対象業種(※)以外であっても遊休工場用地に導入可能とする。遊休化していた工場用地の活用が可能に。【第17条の14】</p> <p>【活用イメージ】</p> <p>近隣で林業や木製品製造業等の盛んな地域の遊休工場用地に、木質バイオマス発電施設を導入</p> <p>周辺施設に電力供給</p> <p>食品工場 トラックターミナル 共同倉庫 木製品加工工場 木製品加工工場 木製品加工工場 バイオマス発電施設 燃料となる木材を供給</p> <p>※ 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業</p>
--	---

(出所：内閣官房ウェブサイトより引用)

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の概要

内閣府地方創生推進室
内閣官房副長官補付(地域活性化担当)

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

国家戦略特別区域法の一部改正

今国会提出法案で新たに盛り込むもの

1. iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。【第20条の3】

2. 都市公園内における保育所等設置の解禁

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。【第20条の2】

3. 臨床修練制度を活用した国際交流の推進

臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院と」の間で緊密な連携体制が確保された診療所から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。【第24条の3】

4. 漁業生産組合の設立要件等の見直し

漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件(現行7人以上)を緩和。【第14条の3】

5. その他(地域限定保育士試験の政令市での実施など)

地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。【第12条の4に追加】
そのほか、設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加。【第27条の2~4】

臨時国会提出法案に盛り込まれていたもの

外国人を含む開業促進など

外国人の活躍環境の整備

- ①創業人材等の多様な外国人の受入れ促進など☆
・創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から2人以上の常勤職員の雇用)又は「最低限(500万円)の投資額」等を緩和。【第16条の4】
・クールジャパンに関わる外国人の活動を促進する施策の推進、情報提供等。【第37条の2】

②外国人家事支援人材の活用☆

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。【第16条の3】

法人設立手続の簡素化・迅速化

③ワンストップセンターの設置☆

外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。【第36条の2】

④公証人の公証役場外における定款認証☆

公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。【第12条の2】

※「☆」は「改訂日本再興戦略2014」に記載の規制改革事項等

規制改革による地方創生

⑤医療法人の理事長要件の見直し

医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。【第14条の2】

⑥農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

労働力確保が課題となる地域等において、高齢退職者が活躍できるよう、民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能化。【第24条の2】

⑦地域限定保育士の創設☆

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。【第12条の4】

⑧NPO法人の設立手続きの迅速化

ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間(現行2か月)を大幅に短縮。【第24条の4】

⑨国有林野の民間貸付・使用の拡大

国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。【第16条の2】

民間ノウハウの活用など

⑩公立学校運営の民間開放☆

グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。【第12条の3】

⑪官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国・自治体等に勤務する者をスタートアップ企業で働きやすくする枠組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築。【第19条の2、第36条の3】

構造改革特別区域法の一部改正

(1) 公社管理有料道路運営の民間開放

地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を收受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化。【第28条の3】

(2) 外国語による観光案内人材の育成

地方公共団体が行う研修を修了した者は、地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能化。【第19条の2】

(出所：内閣府ウェブサイトより引用)